

平成30年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年1月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年1月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 18名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|
| 1番委員 | 榎 洸 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 | 19番委員 | 高 橋 久 美 子 |

- 4 欠席委員 1名
- 16番委員 原 澤 孝 一

- 5 議事録署名委員
- 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第 4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について

その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に14番委員原澤幸雄・15番委員原澤章を指名し議事に入る。
続きまして、議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

- 事務局 1 ページをお開きください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1・朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の畑、1筆を同じく〇の〇〇さんに
売買による所有権の移転の案件です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 14番委員 14番、原澤幸雄です。
1月4日に現地の確認に行きましたが、ちょっと雪が多くて。
それで、場所なんですけれども、〇の集会所というか、〇の反対側の山寄りの
農地です。それで権利を取得しようとする者、その世帯員が耕作するは確実
と思われます。
権利を取得後の耕作面積は4反歩以上であるため、適当と思われます。
週辺農地の利用に支障は、耕作をやるのに支障はないと思われます。
以上です。
- 議長 ただいま原澤委員より報告いただきました。
この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。ありませんか。
（「異議なし」の声）
なければ、許可と決します。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局
より説明をお願いいたします。
- 事務局 3ページをお開きください。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件2件。
次のページをごらんください。
◇（議案書・順次・朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1、〇、〇〇さん所有の畑2筆、賃貸借による〇〇駐車場用
地として転用したいという案件です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 5番委員 5番の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇より道路を挟んで東側、〇になります。1月5日、現地調査をしまして、仮のくいにピンクのテープが印してありました。〇〇の方に店舗の建てかえ、駐車場の拡大の流れは上司より伺っていますということです。8日に貸し手の〇〇さんにも確認しましたら、この流れでお願いいたしますということでした。

調査事項1として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、平面図、残高証明書、見積書が確認できました。1月5日、社員の方にも流れが伝わっており、本年3月より着工したいと。実行は確実と思われます。

2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は駐車場341㎡増加して、計865㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。

3、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、隣接する家、畑に囲まれた連続性のない農地で、また生活排水は公共下水道に接続し、支障が発生する見込みはないと思われます。

4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は道路、隣接する家、畑に囲まれ、想定される被害はないと思われます。

その他、懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

意見がなければ、許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決します。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さん所有の畑を財産分与で〇〇さんに所有権の移転という案件ですね、転用という案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

10番委員

10番、高橋です。

現場は、〇線の県道沿いにありまして、この土地は、平成7年ごろこの家を建てたらしいんですけども、勾配のある土地をそれを埋めて平らにしたところなんです。それで、財産分与のことになったら、それを農地のままになっているというので、それを転用したいということです。

それで、この隣の〇〇さんの、もとは〇〇さんの土地なんです。〇〇さんのお父さんが〇〇さんで、この隣の土地も全部〇〇さんの土地だったんですけども、結婚したときに贈与でもらったと思うんですけども、奥さんが何も知らないうちに全部手続して、家が建った。今になってやっと初めて気づいたというようなことで、大変申しわけないということです。

周辺には耕作している農地はないので、とりあえずは周辺の農地に対する影響はありません。

よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただいま高橋委員より報告いただきました。
それでは、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。
（「なし」の声）
質問、意見等なければ、許可相当と決したいと思います。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可相当と決します。
続きまして、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第3号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。
別紙記入事件14件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
畑は、使用貸借の通年6万7,312㎡、合計、同じです。貸し手は14戸、借り手は1戸でございます。設定期間は、畑、10年です。
7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、よろしくをお願いします。

議長 今回14筆ですけれども、群馬県農業公社に全て貸し付けるという案件です。
よろしいですか。
（「はい」の声）
それでは、続きまして議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局 9ページを開きください。
議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。
別紙記入事件14件です。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次・朗読説明）
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、担当委員さんの報告をお願いします。

- 13番委員 13番、小池です。
これ、説明はあれですかね。写真を見ながらのほうがいいんですか。
見てきたこの辺はいいですかね。
- 議長 一応同じ場所ですけども。
簡単に説明してもらって、これをね、継続して農業経営が成り立つかどうか
というところ。
- 13番委員 それでは、昨年、平成29年12月31日に、行ってきました。
全部見てきたんですけども、間違いなく耕作されていますし、非常に広い
面積だなと思ったんですけども、本人のほうもまだまだ借りたいというよう
なことを言っていました。
それで、調査した内容なんですけれども、まず1番目ですけども、貸し付
け後に周辺農地の農業上の利用に及ぼす、例えば見込まれる影響はありません
と、こう判断しました。
それから、2番目の全ての利用農用地について、適切に耕作する必要な農作
業に常時する見込み、これは見込みがありますと判断しました。
それから、借受希望者への貸し付けの適否、これは適当と判断しました。
今、この〇〇さんのうちも、ご長男が後を継いでいまして、なお長女、娘さ
んのお婿さんがやはり農業に非常に関心を持っておられて、その婿さんも〇〇
に就職したというんですかね、そんな状況で、現在、〇のほうも新しく建てか
えをされていて、まだ建設は始まっていませんけれども、地ならしをして、基礎
といいますか、どのくらいの規模かはわかりませんが、新しい〇をつくるとい
う計画で進んでいるようです。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
小池委員より適当ではないかという報告をいただきました。
皆さん方から質問等ございましたら。いかがでしょうか。
(「ほかのあれもいいですか」の声)
何でしょうか。
(「ほかの」の声)
- 12番委員 12番、河合です。
〇〇さんの農地のことなんですけれども、やはり小池さんと同じで、借り手
は〇〇さんということで、その場所については、〇の北側、去年もその近くへ
見に行ったことがあるんですけども、その一帯、〇、〇といった人たちが持
っている土地なんですけれども、やっぱり〇〇さんがつくってくれて、大変そ
こらがきれいになっている状態なんで、3つの調査事項について、何の問題も
ないと思います。
それで、貸し手の〇〇さんのところに行って、何か問題あったりあれですか
と言ったら、ぜひ借りてもらって、そういうふうにしていきたいということだ
した。
以上です。

- 議 長 ありがとうございます。
河合委員より報告いただきました。
はい。
- 14番委員 同じく私の担当しますのは12番と13番です。
現地を確認すると、今のご意見と同じで、適切に管理されていると思います。
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
それでは、適当であるということできたい思います。
5番、協議事項・報告事項に入ります。
(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局からお願いいたします。
- 事務局 15ページをごらんください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。
◇(議案書・番号1・朗読説明)
以上であります。
- 議 長 ありがとうございます。
ただいま報告いただきました。
続きまして、6番のその他、事務局、皆さんのほうで何か。
ないようですので、7番の閉会をお願いします。
- 閉 会 みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時00分]